

令和4年12月15日

保護者の皆様

呉港高等学校  
校長 福田 薫

### 季節性インフルエンザによる出席停止に関する手続きについて

平素より本校教育推進のために、格別のご理解とご協力を賜り心より厚くお礼申し上げます。さて、季節性インフルエンザにより出席停止となった後、回復して再登校する場合には、医療機関において記入された「インフルエンザ罹患証明書」をお願いしておりましたが、呉市に準じて、お願いしないこととなりました。

書類の提出は不要ですが、学校に連絡いただく際には、氏名・学年・クラスと併せて、発症日を報告して頂きますので、受診した医療機関で確認しておいてください。

学校保健安全法施行規則第19条第2項 インフルエンザによる出席停止期間は、『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで』とされていますので、その期間は自宅で療養させてください。

なお、他の感染症についてはこれまでどおり治癒証明書のご提出をお願いします。

●発症日	熱が出始めた日や熱がなくてもインフルエンザの症状が出始めた日（医師が判断）
●発症後5日間	発症した日を0日として、そこから5日間を経過する日まで
●解熱後2日間	解熱剤を使わずに平熱となった日を解熱0日目とし、2日間を経過するまで

発症日	発症後5日間は、全員出席停止					発症日から		
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
	解熱0日目	解熱1日目	解熱2日目			登校可		
出席停止								
		解熱0日目	解熱1日目	解熱2日目				
出席停止								
			解熱0日目	解熱1日目	解熱2日目			
				解熱0日目	解熱1日目	解熱2日目	登校可	
出席停止								
					解熱0日目	解熱1日目	解熱2日目	登校可
出席停止								